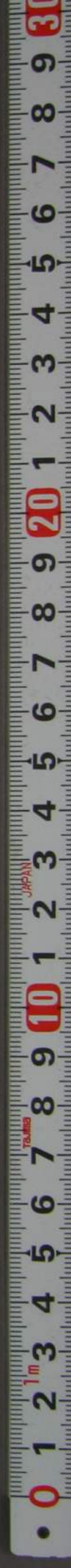


第一國銀行

東京

銀行説

2828



414
A1184



以得善、割公存、
 一、奉行、
 事、
 初、
 余、
 爲、
 過、
 當、
 根、
 此、
 二、
 世、
 小、

東京

第一國六銀行

大天
限子
候十
爵一
寄年
贈四
月

東京

第一國六銀行

東京第一國立銀行の設立は、明治十三年（一八八〇年）に、
 政府の勅諭により、大藏省の管轄下で、資本額一千万圓を以て、
 設立せられた。其の目的は、日本の金融を整理し、
 外債の償還を補助し、国内の商業を振興することである。
 銀行の業務は、預金、貸付、割引、信託、代理店業務等である。
 東京第一國立銀行は、日本の主要銀行の一つとして、
 現在に至るまで、その業務を拡大し、日本の金融界に
 重要な役割を果たしている。

東京第一國立銀行の設立は、日本の金融界に大きな影響を
 与えた。銀行の業務は、預金、貸付、割引、信託、代理店業務等である。
 東京第一國立銀行は、日本の主要銀行の一つとして、
 現在に至るまで、その業務を拡大し、日本の金融界に
 重要な役割を果たしている。

有り是れ余カ公本ノ為ニ其創立ヲ喜ンテ其奉ヲ皆以
 應テ其忠告ヲ受スル所以テ其創立ノ難ニ今吐一嘆ニ悦ビ
 銀行ノ実業ニ吸存ニ由テ盡スルニ至ラカルヲ以テ別ノ實業
 ノ提案計ニ美ノ大目ヲ記知リ所セラ奉感ニ何レトモ
 あり是れ中余カ樂見ヲ悦ム以テ研カ新創者ノ便ヲ
 得ラシム欲スルモノナシハ喜々ナリ之ヲ大ラフノ具トスルニ至ラカ
 ルナリ僕人言アリ曰ク巴里皇府版ハ一日ニシテ之ヲ完成スル
 天ノ賜スト余此銀行ノ提案ニ於テ是レ見ル者所ナ
 余カ若者ナリテ才薄成ク勉メテ其ハ程以テ誤ルナラ
 日ハ余カ一途ヲ以テ心ヲ断カ以テ其財源ノ方一ツ御
 人知アレニ廣義カラン乎
 明治四年三月
 第一國立銀行創設
 洗澤 景一

國立銀行資本金運用方法并利益配分
 今福券三拾萬圓ヲ集合シテ國立銀行ヲ創立セント欲スルハ
 其福券ヲ市中ニ沽買ノ相場(即ち銀行紙幣ノ相場)ニ
 政府ニ納シ得ル俟テ以テ社員ノ其他銀行紙幣ノ利
 率(滿金)トシテ其數ノ半ニ相當スル金高(即ち通債)ヲ募集
 セルハカニスルニテ其福券百圓ハ假令一圓ニ通債
 スル者トシテ之ヲ計算スルハ滿金ノ割金ノ如シ
 金拾八萬圓
 福券三拾萬圓各株主ヲ集合
 且百圓ノ通債六拾圓ヲ割
 銀行紙幣ノ利率滿金
 之ヲ元高ノ四分一ニ通債ニ三分
 算スルハ
 金拾八萬圓
 總 林 高
 第一國立銀行

東京

第一國立銀行

...の通り... 銀行... 金... 銀...
 ...の... 銀行... 金... 銀...
 ...の... 銀行... 金... 銀...
 ...の... 銀行... 金... 銀...
 ...の... 銀行... 金... 銀...
 ...の... 銀行... 金... 銀...
 ...の... 銀行... 金... 銀...
 ...の... 銀行... 金... 銀...

但檢查の外流銀行の... 銀行... 金... 銀...

銀行... 銀行... 銀行... 銀行... 銀行...

銀行... 銀行... 銀行... 銀行...

...の... 銀行... 金... 銀...
 ...の... 銀行... 金... 銀...
 ...の... 銀行... 金... 銀...
 ...の... 銀行... 金... 銀...
 ...の... 銀行... 金... 銀...
 ...の... 銀行... 金... 銀...
 ...の... 銀行... 金... 銀...
 ...の... 銀行... 金... 銀...

銀行... 銀行... 銀行...

銀行... 銀行... 銀行...

銀行... 銀行... 銀行... 銀行... 銀行...

銀行...

第一國立銀行

諸社引手能事、朝ラ出スル債、法長生ヲ得細、此
レヨク生利ノ口業はラ、商取引計者、朝表ニテ露血死公を
觀、世スル高利、此ハ法長計也、關係アル地方、景況、
注意シ、數カ所死ル、先國ヲ富クテ、未カク又ハ割引手形
ヲ取引場ニ出カシ、應ニテ、存カク貸借ノ約定、利息、担保
セラシム、注主必スヘキナリ

書記方武人

由キ、因被檢リ、重務ス

諸社引手能事、朝ラ出スル債、法長生ヲ得細、此
レヨク生利ノ口業はラ、商取引計者、朝表ニテ露血死公を
觀、世スル高利、此ハ法長計也、關係アル地方、景況、
注意シ、數カ所死ル、先國ヲ富クテ、未カク又ハ割引手形
ヲ取引場ニ出カシ、應ニテ、存カク貸借ノ約定、利息、担保
セラシム、注主必スヘキナリ

出納方四人

出納方、内モ、人ヨリ、出納車設リ、ナシ、都而金銀仕舞出
納、事ヲ、芳キ、セシム、ハ、出納車役ハ、以、及、人、指、圖、
ニ、ヨリ、金、銀、債、仕、舞、出、納、車、役、又、ハ、之、ヲ、収、納、シ、現、有、金、銀、
ノ、生、マ、ル、様、ニ、注、意、セ、リ、日、々、ノ、有、為、明、細、帳、に、記、入、
シ、死、人、ノ、檢、閲、供、ス、ヘ、シ、其、他、ノ、出、納、車、役、ハ、金、銀、仕、舞、出、
納、車、役、ヲ、鑑、定、シ、諸、方、ノ、切、手、ヲ、引、換、ス、ル、事、也、是、レ、
人、ノ、生、命、ヲ、殺、シ、差、圖、ヲ、受、テ、之、ニ、危、キ、事、ト、シ、テ、

合計概々

右、外、方、官、ノ、出、納、車、役、
一、府、縣、ノ、方、官、ノ、出、納、車、役、

所用取扱方数人

同前ふかたハ後銀行ノ名代ノリヨク若子ノ金ヲ持持
シテ府縣廳ニ請リ官吏ノ命ヲ奉ルシテ更ニ他ノ取扱ス
ベキ者ナリ

銀行ノ定書ニ於テ注意、要スル所ハ此ノ如シ

貸附金ノ事

貸附金ハ前ノ議定ニ付テ申品(公債)ガ及ニ確安
加申數)ヲ預ルニ決シテ貸出セラズカ莫ク且借主ノ
行爲乃ト身代ト如何ニ控察セザルハ貸付スル所
ナリトモ更ニ身代ハ殷富ナリトモ無相ナキ或ハ相
ナクテ極マスニテ極ク貸付スル所トモハ尙
シアルモノナリ

空期預金ノ事

空期預金ハ期月ノ長短、從テ利息ヲ付スベシト雖凡
運固ノ如何ヲ顧ミズ、利息附ノ預金ヲ引受クハ不
慮ナク生スルモノナリ實ニク其用途シテ銀行ノ利
益ニ寄ルモノナリ

貸付金ノ事

貸付金ノ事ハ至便ノ良法ト見ハ充實ナキ預金、勉
力ニシテ更モ公平ナリ得志ニ決シハ決シテ預金ノ
額トシテ向シトナレバ好曲者トナリ以テ預金外
ノ金額アリ

貸付金ノ事

貸付金ノ事ハ諸ノ逆為智トナリモノニシテ遠隔
地方ヨリ金取リ取立ハベキモノナリハ(同前ノ事)
貸付金同前ノ事ナリ

東京

第一國立銀行

為替之考

為替ノ考ハ昔ハ海上航路ノ便無シカラス、且陸路亦無ク、
業ヲレハ宜シク之ヲ操充スベシ然レト雖、凡ソ為替ノ考、
右ノ設クモトキハ其ノ由ヲ失フニ至ラズ、因テ是レ亦、
ノ銀行トコトモリスボン、
名ニ別傳ヲ授ケラレテ、
右ノ諸件ハ寧ろ、
又レモノナリ

右ノ外各地方官ノ所屬金為替方ニ授ケラレ、
能クモ細ク操充スル如キ者ハ、
本ノ多何トモハ為替ノ業ハ之ニ由テ益盛大ニ至リ、
テ地方ノ信用ヲ厚クシ加之所用而板ノナリ

料トシテ、毎年金千五、
然ラハ別銀行ノ業トスルモノハ、
事ノスヘキコトヲ要スヘシ、
此等ノ和ヲ船中欲セハ、
道中ヤカレヘテ、
凡ソモ、
置テ他ノ半額ヲ以テ、
後所方ハ、
益金ニ加フルコトヲ得、
役負ツ置キ、
シラ得ル所ハ、
令教ノノ、
務業ヲ授クルモノナリ

振込預金表

資本金

金四万五千圓

金七千八百圓

金五萬圓

金五萬圓

貸付金 五万圓

貸付金

金五万圓

金七萬圓

金五萬圓

金三萬圓

入方

金五万圓

金七千八百圓

金五萬圓

金五萬圓

貸付金

貸付金

金五万圓

金七萬圓

金五萬圓

金三萬圓

貸付金

金五萬圓

金七千八百圓

金五萬圓

金五萬圓

金九千圓

金七千圓

金五萬圓

金五萬圓

金五萬圓

金五萬圓

金五萬圓

金五萬圓

金五萬圓

金五萬圓

金五萬圓

金七千八百圓

金五萬圓

金五萬圓

金九千圓

金七千圓

金五萬圓

金五萬圓

金五萬圓

金五萬圓

金五萬圓

金五萬圓

金五萬圓

金五萬圓

金七百円

金三百円

貸付金七百円

金三百円

金三百円

由

金三百円

金三百円

金三百円

金三百円

以テ之ヲ総務ノ子ニ付附(天シハ加ノ如ク)

金七百円 別冊在

金四百円

後本本丸各金

右ノ外コレレホソチニ送リ納付テ送束又ハ大坂ノ銀行
 小島智一ハ別ヲ納メルハ係ルコトノ事トシテ之ヲ金七百円
 千島知リヨシメスヘク加之強カキ夫モ其ノ事ナシ能ク行
 費カレ行社ノ事トシテ其ノ事ナシ能ク行
 又此金五ノ所アルハ何ニシテ其ノ事ナシ能ク行
 也千島知リヨシメスヘク加之強カキ夫モ其ノ事ナシ能ク行
 千島知リヨシメスヘク加之強カキ夫モ其ノ事ナシ能ク行
 千島知リヨシメスヘク加之強カキ夫モ其ノ事ナシ能ク行
 千島知リヨシメスヘク加之強カキ夫モ其ノ事ナシ能ク行

